

資料3 「船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金 (平成30年度)」

下記に記載した各補助制度の概要は、平成30年度の内容です。

今後、国の制度改正や市の施策の変更等に伴い各補助制度の内容も予告なく変更となる場合がありますので、現時点の参考としてください。

なお、国庫補助の活用を伴う補助にかかる対象経費や補助額の算定等に関する取扱いについては、各補助制度の例によります。

(1) 施設整備費補助

※詳細に関しては資料8「船橋市私立保育所整備補助金交付要綱」、資料14「保育所等整備交付金の交付について(平成30年5月8日付厚生労働省発子0508第1号)」をご確認ください。

①対象事業

設置運営事業者自らが、自己所有の施設を建設して保育所を整備する事業

②対象経費

建築工事にかかる本体工事費(工事費又は工事請負費、工事事務費(工事費又は工事請負費の2.6%を上限とする。)、実施設計費、開設準備費、土地賃借料等(内示日以降の契約が対象)。

③補助額

資料14「保育所等整備交付金の交付について(平成30年5月8日付厚生労働省発子0508第1号)」をご確認ください。

④その他

補助金の交付を受けて整備した保育所を廃止した場合、運営した期間に応じて交付した補助金を返還していただく場合があります。

(2) 建物改修費等補助

※詳細に関しては資料9「船橋市民間保育所建物改修費等補助金交付要綱」をご確認ください。

※平成31年度に事業着手案件から、対象経費を下記のとおりに変更することを予定しています。応募申請書類は、対象経費の取扱いを下記内容に即し作成してください。

①対象事業

設置運営事業者が建物を借り上げて保育所を整備する事業

②対象経費

- ・必要な内装工事等にかかる費用(内示日以降の契約が対象)。
(設計・設計監理費、土地購入費用、外構・造成工事費、職員の宿舍に要する経費、消耗品、一万円未満の物品で耐用年数が10年(主として金属製のものは15年)未満のもの、その他整備費として適当と認められない経費等は含まない。)※設備整備費については定員数に200,000円を乗じた額を上限とする。
- ・開所前の建物賃借料及び礼金(内装工事に着手した月の賃借料から開所までに支払った費用が対象)(敷金及び保証金は含まない)。

③補助額

対象経費に補助率を乗じた額。ただし、1施設あたりの補助の上限は、下表の定員区分に応じた補助基準額に補助率を乗じた額とする。

【補助基準額表】

定員区分	補助基準額
20～29人	3,200万円
30～39人	3,600万円
40～49人	4,500万円
50～59人	5,400万円
60～69人	6,300万円
70～79人	7,200万円
80～89人	8,100万円
90～99人	9,000万円
100人以上	9,900万円

※ただし、認可外保育施設を改修する場合は、定員にかかわらず、補助基準額は3,200万円とする。

④補助率 3/4

⑤その他

補助金の交付を受けて整備した保育所を廃止した場合、運営した期間に応じて交付した補助金を返還していただく場合があります。

【参考】基準上必要となる設備一覧

必要な設備項目	根拠
保育に必要な用具	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
医薬品	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
静養できる機能の為の備品	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
備え置くべき帳簿の保管庫	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
消火器等非常災害に必要な設備	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
調理設備	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
調乳設備	船橋市保育所設置認可に関する審査基準
沐浴設備	船橋市保育所設置認可に関する審査基準
洗濯設備	船橋市保育所設置認可に関する審査基準
検食用冷凍保存庫	船橋市保育所設置認可に関する審査基準
食品保管庫	船橋市保育所設置認可に関する審査基準

(3) 建物質借料補助

※詳細に関しては資料10「船橋市民間保育所建物質借料補助金交付要綱」をご確認ください。

※平成31年度事業着手案件から、対象経費及び補助対象期間を下記のとおりに変更することを予定しています。応募申請書類は、対象経費及び補助対象期間の取扱いを下記内容に即し作成してください。

①補助対象者

継続して保育を実施でき、公定価格における賃借料加算を受ける要件を満たす保育所を設置運営する者。

②対象経費

建物を借り上げて保育所を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う建物質借料（開所日以降に支払った費用が対象）（礼金、敷金、保証金及び更新料は含まない）。

③補助額（1施設あたり）

対象経費に補助率を乗じた額から他の補助金および公定価格における賃借料加算相当額を控除した額。

ただし、対象経費の総額が定員区分に応じた補助基準額に達した後は、一の年度における対象経費は800万円を上限とする。

【補助基準額表】

定員区分	補助基準額
20～29人	5,200万円
30～39人	6,300万円
40～49人	7,400万円
50～59人	8,500万円
60～69人	9,600万円
70～79人	10,700万円
80～89人	11,800万円
90～99人	12,900万円
100人以上	14,000万円

④補助率 3/4

ただし、次のアイいずれかの場合は、1/2

ア 認可外保育施設を改修して保育所を整備する場合

イ 対象経費の総額が補助基準額に達した場合

⑤補助対象期間

保育所等の開所から10年を経過するまで。ただし、10年を経過した時点で対象経費の総額が定員区分に応じた補助基準額に達していないときは、対象経費の総額が補助基準額に達するまで。

(4) 土地賃借料補助

※詳細に関しては資料1-1「船橋市民間保育所土地賃借料補助金交付要綱」をご確認ください。

①対象経費

土地を借り上げて保育所を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う土地賃借料及び礼金に要する費用（敷金及び保証金は含まない）（内示日以降に支払った費用が対象）。

②補助額（1施設あたり）

補助基準額に補助率を乗じた額（1,000円未満の端数切り捨て）。

③補助基準額

1施設あたり年額800万円。ただし、賃借期間が12月に満たない場合は800万円に賃借期間の月数を12で除した数を乗じて得た額（1,000円未満の端数切り捨て）とし、対象経費が補助基準額を下回るときは、対象経費を補助基準額とする。

④補助率 1/2

⑤補助対象期間 開所前の整備期間及び保育所等の開所から10年を経過するまで。

(5) 社会福祉施設整備事業資金借入金元金補助金

①補助対象者

社会福祉法人

②対象資金

独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金

③補助金の額（1施設当たり）

保育所を整備するために借り入れた対象資金に係る一の年度中に償還する元金相当額（一の年度に650万円が上限）。

ただし、元金補助額の累計が13,000万円に達するか、元金補助額の累計と当該保育所の整備に係る他の補助金交付額との合計が、当該整備に要した総事業費の4分の3に達するまでとする。

（6）社会福祉施設整備事業資金利子補給

①補助対象者

社会福祉法人

②対象資金

独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金

③利子補給の額

一の年度中に支払った利子の総額（1,000円未満の端数は切り捨て）。

（7）運営費補助

※詳細に関しては資料12「船橋市私立保育所運営費補助金交付規則」をご確認ください。

船橋市では、私立認可保育所の費用負担の軽減の為、予算の範囲内で運営費の補助を行っています。